

第1号議案

拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件

(案)

拡大会議における議決権に関する取り決めについて、以下のとおりとしたい。

1. 本拡大会議議決権配分及び議決の運用は、広域機関の定款の定めを準用するものとする。その際、「広域機関の会員でない系統利用者(発電設備設置者)」は定款第23条第2項の「発電事業者グループ」に属するものとし、各事業者への議決権の配分は、拡大会議開会時点の参加者に対し行うものとする。
2. 拡大会議に参加した広域機関の会員たる事業者は、広域機関の第1回通常総会に出席し、議決権を行使する場合には、拡大会議の審議結果を最大限尊重するものとする。

以上

【広域機関定款(抜粋)】

第23条第2項

会員の議決権は、総会開催の30日前の時点における全ての会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。

- 一 小売電気事業者グループ(特定規模電気事業者である者)
- 二 一般電気事業者グループ(一般電気事業者である者)
- 三 発電事業者グループ(卸電気事業者又は特定電気事業者である者)

第23条第3項

前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、各会員平等とする。但し、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。

- 一 一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき
- 二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき